

事務連絡
令和2年4月8日

北海道農政部長 殿

農林水産省農村振興局整備部設計課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省
直轄工事及び業務の今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関し、令和2年4月7日、内閣総理大臣より緊急事態宣言が発令され、同日改正された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして公共工事等が挙げられた。

これを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の今後の対応について」（令和2年4月8日付け2予第71号大臣官房参事官（経理）通知）が発出されたところであり、当該通知の内容に基づき、対応することとしたので、参考までに送付する。

また、関係市町村等へも周知されたい。

【担当】

農村振興局整備部設計課施工企画調整室
施工基準班 國分・渡辺
電話番号 03-3502-6094（内線 5513）